

(様式5)

都行第1005号

令和3年9月2日

広告代理店 }
広告主 } 御中

さいたま市長 清水 勇 人
(公印省略)

広告掲載に係る募集について（依頼）

日頃よりさいたま市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さいたま市では、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する事業を行っております。

この度、広告媒体に広告を掲載する広告代理店等を募集しますので、参加を希望する場合は、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準をご確認の上、下記により必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 | 広告媒体名称 | 令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒 |
| 2 | 募集内容 | 別紙「広告募集仕様書」のとおり |
| 3 | 広告主等の
決定方法 | 見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却 |
| 4 | 提出物 | 「見積書」及び「広告掲載申込書兼誓約書」 |
| 5 | 提出期限 | 令和3年9月30日（木）正午まで |
| 6 | 提出先 | さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部
(さいたま市役所5階)
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 |
| 7 | その他 | 「見積書提出に当たっての留意点」のとおり |

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

担 当：三浦・石川

電 話：048-829-1106

F A X：048-829-1997

E-Mail：kaikaku@city.saitama.lg.jp

(様式2・見積り合わせ方式用)

広告募集仕様書

○次の広告媒体に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却することとします。

1 広告媒体について

名称	令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒	
発行部数	約500,000部	
規格	判型	洋長3 (縦120mm×横235mm)
	ページ	1ページ (封筒裏面)
	色	緑色 (郵便区内特別) 又は青色 (料金後納)
発行日	当初分は令和4年5月2日、再発行・税額更正分は随時	
内容	令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書を送付する封筒と、納税者の依頼により再発行した納税通知書及び年度途中で税額更正した納税通知書を送付する封筒の裏面に広告を掲載する。	
配布方法 (期間・エリア・対象者等)	市内に土地・家屋・償却資産を所有する納税義務者 (個人・法人) に対し、その住所地に郵送する。	
発行元	財政局税務部固定資産税課	
備考		

2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース (縦×横)	枠数	色数	最低募集価格 (税込み)
裏面のやや左側	70 mm × 150 mm	1 枠	緑・青色	300,000 円
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。 広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費 (版下・デザイン) は含みません。 広告掲載が望ましくない内容: 「死」を連想させる内容 (棺、祭壇、霊柩車、遺品等) 広告枠内上部に縦5mm×横10mm程度の大きさ「広告」と表示し枠囲みしてください。 広告枠外下に「この広告は、広告事業の一環として掲載しており、さいたま市の固定資産税業務とは直接関係ありません。」と掲載してください。 			
入稿について	<ol style="list-style-type: none"> 完全データにて入稿してください (データ形式は後日指定します。文字はアウトライン化)。 入稿時には出力見本を添えてください。 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 			

	<p>4 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。</p> <p>5 入稿締切までに原稿の提出がない場合、広告の掲載はできません。その場合でも広告料はお支払いいただきますのでご注意ください。</p>
初稿入稿締切	令和3年11月8日(月)
最終入稿締切	令和3年11月26日(金)

3 申込みについて

申込条件	広告代理店及び広告主
申込方法	広告掲載申込書及び見積書を下記申込先へ送付または封緘のうえご持参ください。
申込締切日	令和3年9月30日(木) 正午必着
申込先 (問合せ先)	(担当課名) さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
	(所在地) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
	(TEL) 048-829-1106 (FAX) 048-829-1997
	(Eメール) kaikaku@city.saitama.lg.jp

4 広告掲載イメージ

赤枠内が広告

間違えて郵送された場合は、お手数ですが、封をしたまま表に赤ペンで「この宛名の人はいません」とご記入のうえ、ポストに投函してください。
なお、転居先・連絡先が分かる場合は、あわせてご記入ください。


広告

住んでいない実家・自宅のことなら

空き家・空き地の相談窓口

活用・売却相談
相続相談
家財整理

私たちは「さいたま市空き家ワンストップ相談等事業」実施団体です


NPO法人
空家・空地管理センター

空き家のお悩みごと、お気軽にご相談ください
0120-336-366 【受付時間】
9時～17時
【東京】空き家相談センター：東京都新宿区西新宿3-9-6 OYAビル6階

この広告は、広告事業の一環として掲載しており、さいたま市の固定資産税業務とは直接関係ありません。

間違えて郵送された場合は、お手数ですが、封をしたまま表に赤ペンで「この宛名の人はいません」とご記入のうえ、ポストに投函してください。
なお、転居先・連絡先が分かる場合は、あわせてご記入ください。

住んでいない実家・自宅のことなら 広告

空き家・空き地の相談窓口

活用・売却相談 相続相談 家財整理

私たちは「さいたま市空き家ワンストップ相談等事業」実施団体です

NPO法人 **空家・空地管理センター**  **0120-336-366** 【受付時間】
9時～17時

【東京】空き家相談センター：東京都新宿区西新宿3-9-6 OYAビル6階

この広告は、広告事業の一環として掲載しており、さいたま市の固定資産税業務とは直接関係ありません。